

健康保険組合等にご加入の事業所様は各健康保険組合にお問い合わせください

正しく使おう
健康保険

整骨院・接骨院のかかり方

健康保険が
使える場合と
使えない場合が
あります



整骨院・接骨院は保険医療機関と異なり、健康保険の対象となる範囲が限られています。

健康保険が**使える**場合

負傷原因がはっきりしている外傷性の負傷



- 骨折
- 脱臼
- 打撲
- 捻挫
- 挫傷(肉離れ等)

※骨折、脱臼については、応急処置の場合を除き、医師の同意が必要です。



健康保険が**使えない**場合

原因不明の痛み、病気による痛みなど

- 日常生活や加齢により生じる、疲労、肩こり、腰痛など
 - 病気(五十肩、関節炎、ヘルニア、神経痛など)による痛み
 - スポーツなどによる疲労、筋肉痛
 - 骨盤矯正などの整体
- たとえば、



**外傷性の負傷であっても
右記の場合は健康保険が
使えません**

- 通勤中や勤務中の負傷(労災保険の適用になる場合)
- 医療機関で治療を受けながら同じケガで接骨院等にかかる場合(接骨院等の分は健康保険対象外になります)

施術を受けるときの4つのポイント



1

負傷の原因を正しく伝えましょう

いつ・どこで・何が原因で負傷したのかきちんと話しましょう。

2

療養費支給申請書の内容を確認し、必ず自分で記入しましょう

「療養費支給申請書」は、受療者が柔道整復師に委任をし、本人に代わって治療費を「協会けんぽ」に請求するために必要な書類です。

白紙の申請書にサインをしたり、印鑑を渡してしまうのは間違いにつながる恐れがあるため、**傷病名・日数・金額をよく確認し署名**してください。

3

領収書をもらいましょう

整骨院・接骨院では、領収書を無料で発行することが義務付けられています。必ず領収書をもらい、金額などに相違がないか確認しましょう。

領収書

4

治療が長引く場合は一度医師の診断を受けましょう

長期間治療を受けても**快方に向かわない場合**は、**内科的要因も考えられます**ので、一度医師の診断を受けましょう。

従業員の皆様の健康を守りましょう

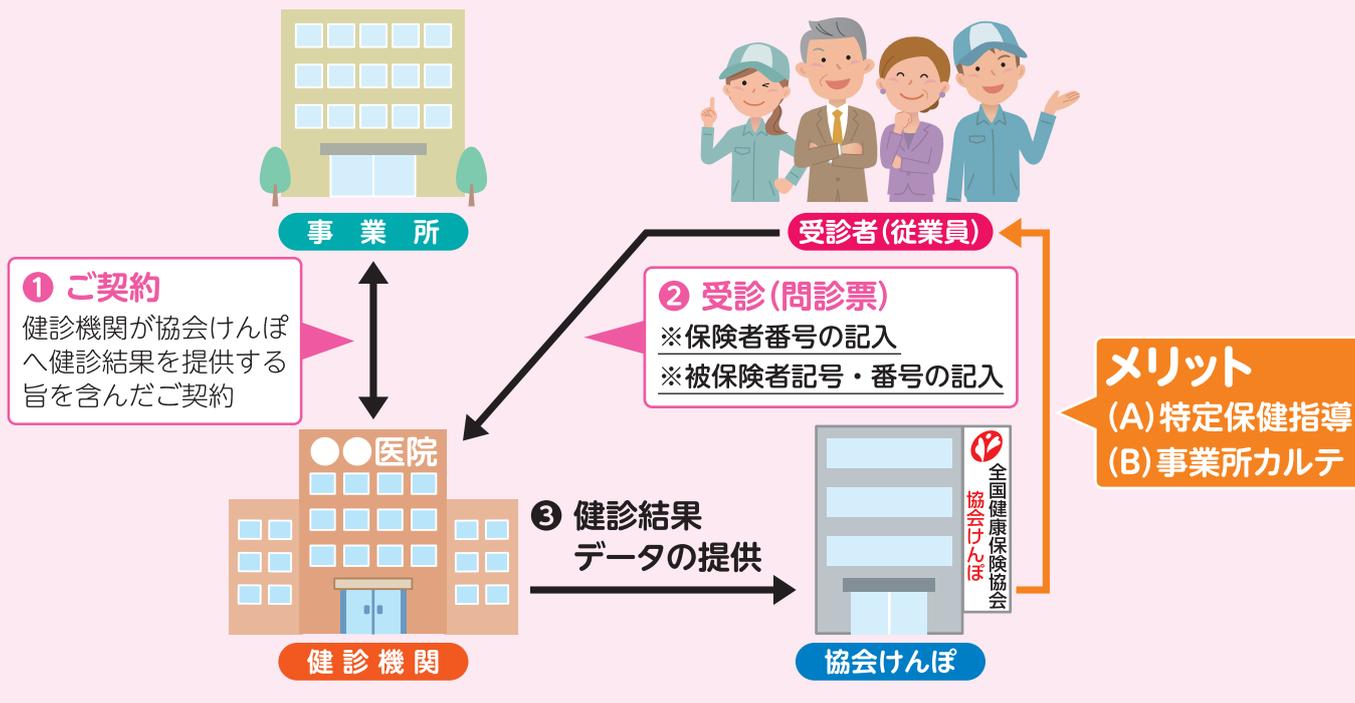
協会けんぽに加入する40歳以上の方の

事業者健診結果を協会けんぽに提供ください

生活改善が必要な方に、特定保健指導をご利用いただけます

事業主様へ

- 事業者健診のご契約の際は、「**健診機関が協会けんぽに健診結果を提出する**」旨を含んだ契約をお願いします。
- 健診受診時に従業員様に保険証をご持参いただくよう**ご説明**をお願いします。



事業主様に代わり、健診機関が協会けんぽに事業者健診結果を提出することを、予め契約の中で取り決めることで、健診機関から協会けんぽに直接提供されます。

提供した健診結果はどのような目的で使用されるのでしょうか？

- 健診結果に基づき、生活習慣の改善が必要な方に特定保健指導を行います。
- 事業所の健康度が見える化した事業所カルテの提供が可能になります。

健診結果は個人情報ですが、協会に提供しても問題ありません！

高齢者の医療の確保に関する法律により、事業主様が健診結果を保険者へ提供することが義務付けられており問題はなりません。また、このような法律に義務付けがある場合、健診を受けた方（従業員様）の同意も必要ありません。（個人情報の保護に関する法律第23条）

●お問い合わせ先 保健グループ TEL:076-431-5273



全国健康保険協会 富山支部

協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

メールマガジン会員募集しています

右の二次元コードから簡単に登録ページにアクセス
できます！ ※通信料はお客様のご負担となります。



〒930-8561

富山市奥田新町8-1 ボルファートとやま6階

TEL：076-431-6155（代表）

協会けんぽ 富山

検索